

日本高野連発第W3277号
平成17年11月2日

長野県高等学校野球連盟

会長 赤地 憲 一 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 脇 村 春 夫



プロ野球現役選手の母校練習参加について

今年2月の日本学生野球協会評議員会で新たに認められたプロ野球現役選手がオフシーズン（12月1日～翌年1月末）に母校でトレーニングができる措置について、同協会学生野球研究委員会（10月28日開催）で、別紙の通り申し合わせ事項が決まりましたのでご通知します。

このプロ野球現役選手に対する母校での練習参加を認めるに当たって、検討段階で高校生との接触の度合いや指導、アドバイスはどこまでなら許されるかなどが問題として挙げられました。

しかし、先の学生野球研究委員会では、今回の措置はあくまでプロ野球現役選手が自らのトレーニングを行えるようになったということで、高校生を指導するためではないという本来の目的を踏まえて当該校で適宜対応してもらうこととしました。

この練習参加で今後、不都合や不明な点がありましたらその都度、当連盟にご相談いただき当面の対応をしたいと思います。

別紙の申し合わせ事項は、プロ野球側も十分理解している内容です。貴連盟加盟校によりしくご伝達下さい。

以上

〔プロ野球現役選手の母校練習参加に関する申し合わせ事項〕

- 1) 母校の練習参加には所属連盟に事前連絡が必要で、必ず前日までの連絡、確認を高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチと取ること。
- 2) トレーニングにふさわしい服装で参加すること。
- 3) 野球部員の前で喫煙はしないこと。
- 4) 野球部員の個々の進路に関することには関与しないこと。
- 5) 高校においては野球部責任教師または監督、大学においては監督または専任コーチが不在のときはトレーニングに参加することはできない。
- 6) 野球部員全体への挨拶、自己紹介や激励などの話をする事は差し支えないが、技術指導を伴うミーティングをすることはできない。
- 7) トレーニング中、個々の部員に気がついたアドバイスをすることは差し支えないが、ノックをするなどの指導はできない。
- 8) 母校が他校を交えて合同練習をするときは参加できない。

以 上